

岡山県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、経済連携協定又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の円滑な就労及び研修の実現を図るため、予算の範囲内において、県内の外国人介護福祉士候補者受入施設に対して岡山県外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業分）交付要綱及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び事業内容)

第2条 この補助金は、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とし、その内容は別紙外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領のとおりとする。

(補助金の額)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。
ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）1部を知事が定める日までに提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽易な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取り下げをすることができる。

(変更交付申請)

第7条 補助事業者は、規則第10条の規定により補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（廃止又は中止）承認申請書（様式第2号）1部を知事に提出し、承認を受けなければな

らない。

(軽易な変更)

第8条 規則第10条ただし書きに規定する知事が別に定める軽易な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助目的の達成に必要と認められる軽易な経費の配分の変更
- (2) 総事業費の20%以内の減額

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止又は中止の承認を受けた時を含む。）には、その完了の日から起算して30日以内、又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日までのいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第3号）1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、必要と認めた場合は、補助金を概算払することができる。

- 2 概算払を受けようとする補助事業者は、岡山県財務規則（昭和61年規則第8号）第98条に規定する書類を1部知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の書類の提出があったときは、これを審査し適当と認めたときは、概算払を行うものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、事業の執行状況及びその収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(報告及び検査等)

第12条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年12月13日から施行し、平成22年度分の補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年6月5日から施行し、平成25年度分の補助金に適用する。
- 4 この要綱は、平成27年7月27日から施行し、平成27年度分の補助金に適用する。
- 5 この要綱は、平成28年11月29日から施行し、平成28年度分の補助金に適用する。
- 6 この要綱は、平成29年11月17日から施行し、平成29年度分の補助金に適用する。
- 7 この要綱は、平成30年11月15日から施行し、平成30年度分の補助金に適用する。
- 8 この要綱は、令和4年12月9日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。
- 9 この要綱は、令和6年1月10日から施行し、令和5年度分の補助金に適用する。

10 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業		事業の実施に必要な経費で次に掲げるもの
(1) 外国人介護福祉士候補者の日本語学習、介護分野の専門知識の学習、学習環境の整備に要する経費	外国人介護福祉士候補者受入1人あたり年額 150,000 円 (年度途中の就労・退職については月割とし千円未満切り捨て)	報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、委託料、補助金(入学金、受講料に限る。)、備品購入費(単価 30 万円以上の備品を除く。)
(2) 外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費	外国人介護福祉士候補者1人あたり 75,000 円 (当該候補者の滞在期間中につき1回に限る。)	旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、補助金(入学金、受講料に限る。)
(3) 外国人介護福祉士候補者の研修担当者の活動に要する経費	1 受入施設あたり年額 60,000 円	諸手当(受入施設の研修担当者に係るものに限る。)

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領

1 事業の目的

経済連携協定又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援を行う。

2 実施主体

事業の実施主体は、県内の外国人介護福祉士候補者の受入施設（以下「受入施設」という。）とする。

3 事業内容

受入施設における就労開始後の次に掲げる経費を助成する。

- （１）外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費
- （２）外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費
- （３）外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

4 留意事項

- （１）受入施設等において、外国人介護福祉士候補者の日本語及び介護分野の専門知識等に係る学習の進捗状況に応じた学習支援計画等を策定すること。
- （２）本事業の実施に携わる者は、候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。
- （３）３（２）の喀痰吸引等研修の受講に要する経費については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 13 条第 1 号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修の受講に係る経費を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。

また、当該経費に係る補助金の交付については、外国人介護福祉士候補者 1 人当たり、日本での滞在期間中 1 回までとする。ただし、受講する喀痰吸引等研修が年度内に終了しない場合は、当該研修の受講に要する基準額の範囲内で、経費について月割りにし、各年度で按分して計上する。